

ハラスメントに関するガイドライン

1. 目的

育英大学では、日本国憲法、教育基本法、男女機会均等法、労働基準法に則った「学び、研究し、働く」という基本的な人権を尊重し、男女共同参画社会において、ハラスメントなどの人権侵害や、性差別のない快適な環境を築くために、このガイドラインを設けています。

2. 対象

このガイドラインは本学で学ぶ学生（科目等履修生、公開講座の受講生も含む）、教員、職員（いずれも常勤、非常勤を問わず）のすべてを対象とします。

3. ハラスメントとは

ハラスメントにはさまざまな種類があり、本学において問題になる例として次のようなハラスメントが想定されますが、以下の分類にあてはまらない場合や加害者の意図にかかわらず、その行為を受けた側が不快と感じたときには、ハラスメントになることがあります。

(1) セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

時・場所・相手をわきまえずに、相手を不快にさせる性的な言動をすること。異性間だけでなく同性間で行われるものも含まれる。

(一例)

- ・身体に不必要な接触をする。
- ・卑猥な発言、容姿・容貌に関する性的な発言をする。
- ・食事やデートに執拗に誘う。

(2) アカデミック・ハラスメント（アカハラ）

教育研究上の力関係や上下関係、または優越的な地位を利用して行う言動によって、相手の教育研究上または就学上の利益や権利を侵害すること。

(一例)

- ・必要な教育上の指導を理由なく拒否または放置すること。
- ・過度の課題を強要すること。
- ・学位や単位取得に関して不当な評価を行う等、不公正な取り扱いをすること。

(3) パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為をすること。

(一例)

- ・身体的な暴力を振るうこと。
- ・集団で個人をいじめること。
- ・失敗やミスを必要以上に繰り返し追及したり、大声で叱責したりすること。

(4) マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産等に関する状態について、不快・不平等な言動をすること。

(一例)

- ・侮辱
- ・揶揄する発言をする。
- ・体調に配慮しない。
- ・休学を妨げ、退学を勧める。

(5) その他のハラスメント

セクハラ・アカハラ・パワハラ・マタハラ以外にも、以下をはじめとした多種多様なハラスメントが存在します。「相手が不快に感じる言動や行動＝ハラスメントである！」ということ
を肝に銘じて、十分に注意しましょう。

(一例)

- ・アルコール・ハラスメント（アルハラ）

酔った状態での迷惑行為、飲酒の強要、カラオケの強要（カラハラ）

- ・ソーシャル・ハラスメント（ソーハラ）

SNSに関連した嫌がらせ行為。（個人情報・写真の暴露、返事の強要、仲間はずし、誹謗中傷など）

- ・モラル・ハラスメント（モラハラ）

言葉や態度による精神的嫌がらせ行為。

4. ハラスメントを受けたら

- ①相手に「不快な気持ち」を伝える。

可能であれば、相手にはっきりと不快な気持ちを伝える。受け流したりするだけでは、状況は改善されません。相手が嫌がっていることに加害者が気づいていない場合もあります。

- ②記録をとる

日時、場所、状況、どんな行為をされたか、どんなことを言われたか等、できるだけ詳しく記録しておいてください。そこに居合わせた人たちの証言も重要となります。また、相手からのメールやインターネット上の書き込み等があれば、削除せずに保存しておいてください。

- ③相談する

どうして良いか分からないときは、一人で悩まず、我慢せず、周囲の信頼できる人や教職員に相談してください。（プライバシーは必ず守ります。）

- ④意見箱に投書する。

キャンパス内に設置してある意見箱に投書してください。

5. ハラスメントへの対応

本学では可能な限り最善の救済が与えられる様に努力します。また再発防止のために、必要な場合には、環境改善の処置をとります。ただし虚偽の申し立てはしないで下さい。

6. 見直し改定

本ガイドラインは年ごとの状況に応じて必要が生じたら、その都度適切な見直し、改定を行うものとします。